

<補遺版>

司書教諭・学校司書のための

学校図書館 必携

理論と実践

改訂版

全国学校図書館協議会 監修

この補遺版は、平成 27 年 8 月 20 日に発行した『司書教諭・学校司書のための学校図書館必携 理論と実践』購読者の方に、本書改訂版において変更となった主たる箇所（追加項目及び修正項目）を抜粋したものです。必要に応じプリントするなどして、ご自由にご利用ください。

平成 30 年 1 月
『学校図書館必携』編集委員・悠光堂

悠 光 堂

改訂版発行にあたって

本書は、学校図書館の初任者を中心に校長、副校長、教頭等の管理職、そして学校図書館を活用して日々の授業を担う教員、教育行政に携わる方々、将来司書教諭・学校司書として活動することを目指す学生に向けて、学校図書館の経営・運営・活用等の方法について「標準的な指針」を示すために刊行したものです。

平成27年5月の本書初版本刊行後に次期学習指導要領が公示され、育成すべき資質・能力の三つの柱が示されましたが、次期学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」を行うためには、学校図書館の機能の活用抜きには語れません。

つまり、正解のない事象に自分なりの答えを導き出すためには、幅広い知識、論理的な思考、豊かな経験が必要です。この知識・思考・経験は、多種多様な学校図書館メディアを十分に活用してこそ得られるものだからです。

また、文部科学省からは「これからの学校図書館の整備充実について」において「学校図書館ガイドライン」、学校司書の資格・養成の望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」も公表されました。学校図書館法の改正に続くこれらの施策により、学校司書の活動の活性化が大いに期待されるところです。

そしてまた、2017年度から第5次の「学校図書館図書整備等5か年計画」も始まりました。

学校司書の配置促進のために1.5校に一名程度配置できるように約1100億円が地方財政措置されています。これらの施策により、学校司書の配置拡大、業務の活性化が一層期待されるところです。

このような学校図書館をめぐる、めまぐるしい変化に鑑み、今回改訂版を刊行することにしました。

本書初版本は刊行後まだ2年を経っていませんが、本書を利用いただいている多くの方々からの要望もふまえ、現状に合わなくなった内容や不足する項目について改訂を試みました。

今回の本書改訂の主要な箇所は、次のとおりです。

- ・学習指導要領の改訂内容を反映する。
- ・学校図書館ガイドラインを考慮する。
- ・学校司書の養成に活用できる。
- ・第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」による環境整備を盛り込む。

この改訂版の刊行を機に、多くの方々の学校図書館に対する理解が深まり、共通の基盤に立って実践を積み重ね、学校図書館の可能性について話し合い、経験を交流し合い、学校図書館の発展に寄与できたら幸いです。

2017年7月

公益社団法人 全国学校図書館協議会

目次



はしがき	1
刊行によせて	2
司書教諭・学校司書に期待する	3
改訂版発行にあたって	4

第1章 学校図書館の理念と学校教育

第1節 学校図書館の理念

① 学校図書館の理念	10
② 学校図書館憲章	12

第2節 学校図書館の歴史

① 戦前の学校図書館	14
② 戦後の学校図書館の歩み	16
③ 現在の学校図書館	18

第3節 学校図書館の機能

① 学校図書館の機能	20
② 読書センター機能	22
③ 学習センター機能	24
④ 情報センター機能	26

第2章 学校図書館の法令と教育行政

第1節 学校図書館と法令・行政

① 学校図書館と法令・行政	28
---------------	----

第2節 国際条約

① 子どもの権利に関する条約	30
----------------	----

② ユネスコ・国際図書館連盟 共同学校図書館宣言	34
-----------------------------	----

第3節 学校教育関係の法令

① 学校教育関係の法令	36
-------------	----

第4節 学校図書館法

① 概要	38
② 条文解説	40

第5節 読書の推進に関する法

① 読書の推進に関する法	44
--------------	----

第6節 著作権法

① 著作権法の構造(1)	46
② 著作権法の構造(2)	50
③ 個別の利用と著作権との関係(1)	54
④ 個別の利用と著作権との関係(2)	58

第7節 審議会等の答申

① 子どもの読書サポーターズ会議報告書	62
② 人の、地域の、日本の未来を育てる 読書環境の実現のために	64
③ 学校図書館担当職員の役割及びその資質の 向上に関する調査研究協力者会議報告	66
④ 学校図書館の整備充実に関する調査研究 協力者会議を踏まえた今後の施策等について	70

第8節 教育行政

① 教育行政	74
--------	----

第9節 予算

① 経費	76
② 地方財政措置	78

第10節 学校図書館支援センター

- ① 機能・役割 80
- ② 事例 82

第11節 図書館ネットワーク

- ① 図書館ネットワーク 84

第3章 学校経営と学校図書館

第1節 学校経営と学校図書館

- ① 学校経営と学校図書館 86
- ② 学校教育目標と学校図書館 88

第2節 教育活動と学校図書館

- ① 生涯学習と学校図書館 90
- ② 学習指導要領と学校図書館 92
- ③ 教育課程の評価と学校図書館評価 94

第3節 組織

- ① 学校図書館に関わる校務分掌組織 96
- ② 校内協力体制の確立 98
- ③ 学校図書館経営委員会 102
- ④ メディア委員会 104

第4節 学級経営と学校図書館

- ① 学級経営と学校図書館 106

第4章 司書教諭と学校司書

第1節 学校図書館経営に携わる人

- ① 学校図書館経営に携わる人 108

第2節 司書教諭の役割

- ① 司書教諭の役割 110

第3節 学校司書の役割

- ① 学校司書の役割 112

第5章 学校図書館の運営

第1節 学校図書館の運営

- ① 運営 114
- ② 年間運営計画 116
- ③ 規程・基準 118
- ④ スタッフマニュアル 120
- ⑤ 情報ネットワーク 122
- ⑥ 防災管理 124

第2節 学校図書館の記録類

- ① 記録・調査・統計 126
- ② 会計管理 128
- ③ 文書管理 130

第3節 研究団体との連携・協力

- ① 研究団体との連携・協力 132

第4節 研修

- ① 司書教諭研修 134
- ② 学校司書研修 136
- ③ 校内研修 138

第6章 学校図書館メディア

第1節 学校図書館メディアの種類と特性

- ① 学校図書館メディアとは 140
- ② 逐次刊行物(新聞・雑誌) 142
- ③ 視聴覚資料 144
- ④ 電子メディア 146
- ⑤ 博物資料 148
- ⑥ 情報ファイル資料 150
- ⑦ その他の学校図書館メディア 152

第2節 学校図書館メディアの組織化

- ① 組織化の基本 154
- ② 組織化のプロセス 156
- ③ 分類 158
- ④ 目録 160
- ⑤ 件名とキーワード 162

第3節 学校図書館における配架

- ① 配架と案内表示 164

第4節 学校図書館メディアの更新

- ① 学校図書館メディアの更新 166

第7章 学校図書館と指導・支援

第1節 「読書センター」機能の活用

- ① 読書活動の素晴らしさ 170
- ② 読書の意欲を広げるために 172
- ③ 読書の幅を広げるために 174
- ④ 読書相談と児童生徒への働きかけ 176

第2節 「学習センター」機能の活用

- ① 学校図書館を活用する学習指導の推進 178
- ② 各教科等での学校図書館活用 180
- ③ 探究的な学習を広めるために 182
- ④ 新聞の活用 184

第3節 「情報センター」機能の活用

- ① 学校図書館における情報活用能力の育成 186
- ② 情報倫理の指導 188
- ③ 著作権の指導 190

第4節 特別な支援を必要とする児童生徒への支援

- ① 読むことに困難のある児童生徒への支援 192
- ② 特別支援学校での学校図書館活用の推進 194

- ③ 外国人児童生徒への支援 196

- ④ 帰国児童生徒等への支援 198

第5節 アクティブ・ラーニング

- ① 「学び方の学び」を支える学校図書館 200

第8章 学校図書館活動

第1節 資料・情報の提供

- ① 閲覧 206
- ② 館外貸出 208
- ③ リクエストと予約 210
- ④ 学級文庫 212

第2節 情報サービス

- ① レファレンスサービス 214
- ② ブックリスト・パスファインダーの活用 218

第3節 図書館行事

- ① 季節の行事 220
- ② 学校行事との連携 222
- ③ 連携して作る学校図書館行事 224

第4節 委員会活動

- ① 図書委員会の活動 226

第5節 展示・掲示

- ① 展示・掲示の工夫 228

第6節 広報

- ① 図書館だより(図書館報) 230
- ② ホームページの活用 232

第7節 教職員への支援活動

- ① 指導資料等の収集 234
- ② 探究的な学習への支援 236

第8節 連携・協力・交流

① 公共図書館との連携 240

② 生涯学習施設・機関 242

③ 学校間の連携 244

④ ボランティアの活動 246

第9章 施設・設備

第1節 環境デザイン

① 環境デザイン 248

第2節 整備計画の立案

① 整備計画の立案 250

第3節 施設

① 施設 252

第4節 アメニティ

① アメニティ 256

資料1 258

資料2 260

資料3 261

索引 267

執筆者一覧 272

(凡例)

- ・ 各ページ下欄の脚注 1) 2)……は、本文の内容を補足する。
- ・ 参考文献 は、各項目の理解を深めるため適宜参照してほしい。

I n d e x

第1章 学校図書館の理念と学校教育

第2章 学校図書館の法令と教育行政

第3章 学校経営と学校図書館

第4章 司書教諭と学校司書

第5章 学校図書館の運営

第6章 学校図書館メディア

第7章 学校図書館と指導・支援

第8章 学校図書館活動

第9章 施設・設備

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

4

学校図書館の整備充実に関する調査研究 協力者会議を踏まえた今後の施策等について



近年では、読書活動の推進に加え、学校における言語活動や探究活動の場となることが期待されている学校図書館。近年の制度改正を踏まえ、2016年10月、「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられた。本報告では「学校図書館ガイドライン」や「学校司書のモデルカリキュラム」など今後の学校図書館の運営に係る重要な事項について提言されている。以下では報告を踏まえた今後の施策等について述べる。

1 学校図書館の現状や課題と 具体的な方策

平成27年6月、文部科学省は学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書資格・養成等の在り方に関して、関係者が共有するための一定の指針を得るため、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成28年10月には、同会議において「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられた。

本報告の取りまとめの背景としては、以下のような学校図書館の現状や課題があげられる。

まず、学校図書館の運営に係る人材の面では、平成26年、学校図書館法の一部改正が行われ、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、新たに学校司書という職務が法制化されるとともに、その配置について努力義務化された。また、学校司書の専門性を確保するため、その資格・養成の在り方等について検討を進め、研修その他の必要な措置を講ずることが規定された。

法改正を受けて、各地方公共団体等において学校司書の配置の充実が進められてきており、平成28年4月現在、全国の小・中・高等学校における学校司書の人数は延べ約2万2千人以上に上っており、今後も増加していくことが見込まれている。一方、学校司書が保有する資格や知識・技能等の状況は様々であり、その資格・養成等の在り方についての検討と専門的知識・技能等の水準の確保に向けた取組等も課題となっていた。

図書館資料の面では、学校図書館に整備すべき蔵書の標準として示されている「学校図書館図書標準」について、その達成学校数の割合は年々増加しているものの、依然として図書標準を達成している学校の割合は小学校で66.4%、中学校で55.3%にとどまっている。（「平成28年度学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省））また、社会の変化や学問の進展により誤った情報を記載している図書がそのまま置かれている状況も一部あり、図書館資料の適切な廃棄・更新を行うことが必要となってきた。また、これからの学校教育を考えた際、小学校における外国語教育、特別支援教育や外国人児童生徒に対する対応、

主権者教育の推進など新たなニーズに応えられるように図書館資料の整備も課題となっている。

このような現状等を踏まえて取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」を受けて、文部科学省は、全国的な教育水準の確保のために、「学校図書館ガイドライン」及び「学校司書のモデルカリキュラム」を定め、平成28年11月に各都道府県教育委員会や大学等関係機関に対して、通知を発出した。

また、学校図書館の図書整備等のための新しい5か年計画も策定されており、これらについて以下詳述する。

2 学校図書館ガイドライン

学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示したものが「学校図書館ガイドライン」である。同ガイドラインの構成は次の

ような①～⑦までの7項目である。

まず、学校図書館には、児童生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」、児童生徒の学習活動を支援する等の「学習センター」、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応する等の「情報センター」の3つの機能があるとした上で、学校図書館の運営に当たっては、校長が学校図書館長としてリーダーシップを発揮し学校図書館の運営に当たること、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることとしている。

さらに、児童生徒の読書活動や学習活動を支援するため、図書の館内・館外貸出を積極的に行い、学習指導要領等を踏まえ、各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用を図ること、図書館資料については、教育課程の展開に寄与するという観点から、調和のとれた蔵書構成とすること、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行うこと等が示されている。

学校図書館ガイドライン（平成28年11月29日文部科学省）

①学校図書館の目的・機能	読書センター・学習センター・情報センターとしての機能
②学校図書館の運営	校長は学校図書館長としてリーダーシップを発揮、可能な限り開館
③学校図書館の利活用	児童生徒の読書活動や学習活動を充実
④学校図書館に携わる教職員等	司書教諭と学校司書の連携・協力
⑤学校図書館における図書館資料	新たなニーズへの対応、調和のとれた蔵書構成、適切な廃棄・更新
⑥学校図書館の施設	調べ学習等での利活用ができるよう施設を整備・改善
⑦学校図書館の評価	外部の視点を取り入れ、評価結果等を公表

3 学校司書のモデルカリキュラム

学校司書の資格・養成等の在り方については、学校司書の職務の内容が専門性を必要とするものであるため、現行の司書や司書教諭の養成と同様に大学及び短期大学において担うことが適切であるとしている。その上で、学校司書の職務から求められる専門的な知識・技能を整理し、それらの知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を示した。

報告書においては学校司書が学ぶべき内容として別表(P73「モデルカリキュラムの科目設定の方針」参照)のような専門的事項が示されている。

これを踏まえ、「学校司書のモデルカリキュラム」は次のような構成とした。

学校司書のモデルカリキュラム

	科目名	単位数
学校図書館の 運営・管理・ サービス に関する科目	学校図書館概論	2
	図書館情報技術論	2
	図書館情報資源概論	2
	情報資源組織論	2
	情報資源組織演習	2
	学校図書館サービス論	2
	学校図書館情報サービス論	2
児童生徒に 対する教育支援 に関する科目	学校教育概論	2
	学習指導と学校図書館	2
	読書と豊かな人間性	2

これらの科目については、養成を担う大学等と履修しようとする学生などの双方にとって過度な負担とならないよう配慮し、司書教諭・司書の科目の内容と重なる部分に関しては一部を活用しつつ、これらの科目では習得できない知識・技能については学校司書の独自の科目を設定している。

なお、モデルカリキュラムの運用に当たっては、各大学等が授業科目として開講し、単位認定することや、各大学等が履修証明制度を活用すること等が考えられる。

4 これからの学校図書館の整備充実に向けて

文部科学省においては、今後、前述の学校図書館ガイドラインや学校司書のモデルカリキュラムを各種会議の場において普及を図るなど、学校図書館に関する国の施策の説明や優れた取組に関する情報提供を行うことともに、新たに策定された「第5次学校図書館図書整備等5か年計画」も踏まえた学校図書館の更なる整備充実について働きかけていきたいと考えている。

(文部科学省初等中等教育局児童生徒課)

モデルカリキュラムの科目設定の方針

学校図書館の運営・管理・サービスに関する専門的事項
• 学校における学校図書館の意義
• 情報機器やネットワーク、情報検索
• 情報や資料の種類や性質
• 図書館資料の選択・収集、組織化、保存・管理
• 児童生徒及び教職員に対する学校図書館サービス
• 学校図書館における情報サービスの提供
• 学校図書館の施設・設備の管理
• 著作権や個人情報等の関係法令
児童生徒に対する教育支援に関する専門的事項
• 学校教育の意義と目標、教育行政
• 教育課程の意義及び編成の方法
• 児童生徒の心身の発達
• 学校図書館を利活用した授業における学習活動への支援
• 発達段階に応じた読書活動への支援

2

地方財政措置



学校図書館を読書センター・学習センター・情報センターとして機能させるためには、学校図書館メディアの充実整備と学校司書など人的配置の充実を図ることが求められる。国は、学校図書館の充実を図るために、これまで4次にわたって学校図書館図書整備5か年計画を策定するとともに、学校図書館整備のための地方財政措置を行っており、平成24年度からは図書整備費に加えて学校司書配置費を措置している。

1 学校図書館にかかる 地方財政措置を整理する

学校が持つべき学校図書館メディアの数については、公立義務教育学校の学級数ごとに学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数として、文部科学省が1993年に「学校図書館図書標準」を定めた。また、学校図書館への人的配置については、2014年に公布した改正学校図書館法の中で、学校司書を置くことを努力義務とした。

国は、この「学校図書館図書標準」の達成を目指すために、1993年以来これまで4回にわたって「地方交付税交付金」として、用途を特定しない一般財源の形で地方自治体に交付する「地方財政措置」を行っている。また、平成24年度からは学校司書の配置についても地方交付税措置がされるようになった。

国がこれまでに行ってきた地方財政措置を整理する。

【1】学校図書館図書整備新5か年計画 (1993年 第1次)

1993年の「学校図書館図書標準」の設定にあわせ、国は学

校図書館図書整備新5か年計画により、図書整備費について1993年からの5年間で総額約500億円を地方財政措置した。

① 措置時期 1993年～1997年

② 措置額 総額 約500億円

【2】学校図書館図書整備5か年計画 (2002年 第2次)

2001年、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行を受けて、翌2002年に「学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、図書整備費について総額約650億円を地方財政措置した。

① 措置時期 2002年～2006年

② 措置額 単年度約130億円 総額650億円

【3】新学校図書館図書整備5か年計画 (2007年 第3次)

2007年から開始された「新学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、図書整備費について総額約1000億円を地方財政措置した。

① 措置時期 2007年～2011年

② 措置額 単年度約200億円 総額1000億円

【4】学校図書館図書整備5か年計画 (2012年 第4次)

第3次の整備計画に引き続いて、総額約1000億円を5年間にわたって地方財政措置するとともに、初めて学校司書の配置についても財政措置した。あわせて学校図書館への新聞配備の措置も加わった。

① 措置時期 2012年～2016年

② 措置額 図書整備費 単年度約200億円

総額約1000億円

新聞配備 単年度約15億円

総額 約75億円

学校司書配置 単年度約150億円

なお、新聞配備及び学校司書配置については第4次の「学校図書館図書整備5か年計画」によって初めて地方財政措置された。

【5】学校図書館図書整備等5か年計画 (2017年 第5次)

学校図書館図書標準の達成はもとより、計画的な図書の更新を進め、バランスの取れた蔵書構成をすること、また、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図ることを目指して財政措置された。第5次では初めて、高等学校等への新聞4紙配置が措置された。

① 措置時期 2017年～2021年

② 措置額

*図書整備費 単年度 約220億円

総額 約1100億円

学校図書館図書標準の不足冊数分

約325億円

図書の更新を促進するための更新冊数分

約775億円

*新聞配備費

単年度 約30億円

総額 約150億円

小学校等 1紙 約50億円

中学校等 2紙 約50億円

高等学校等 4紙 約50億円

*学校司書の配置

単年度 約220億円

総額 約1100億円

小・中学校等の概ね1.5校に1名程度配置

2 地方財政措置を有効に活用する

学校図書館への理解は、近年地方自治体でも少しずつ進みつつある。しかし、学校図書館図書についていえば、1993年に文部科学省が定めた「学校図書館図書標準」を達成している学校は、2016年4月現在、小学校で全体の66.4%、中学校では55.3%にすぎない。また、学校司書を配置している学校も、小学校の59.2%、中学校の58.2%、高等学校の66.6%にとどまっている。(平成28年度「学校図書館の現状に関する調査」文部科学省より)

学校図書館図書の整備と学校司書の配置のために、所要の地方財政措置がなされているといっても、国が使途を特定しない一般財源の形で地方自治体に「地方交付税交付金」として交付するものであり、これらを実際に学校図書館予算として使うには、各地方自治体が予算化する必要がある。

しかし、地方自治体の中にはそれぞれの事情から、同じ教育費でも学校図書館関連以外に重点をおいて予算化しているところも少なくない。教育行政を担う側としては、学校図書館の有用性について財政当局に一層の理解を求めながら、地方財政措置を有効に活用するために予算化にむけた働きかけをすることが肝要である。

(槇川 亨 松江市立宍道中学校 校長)

1

「学び方の学び」を支える学校図書館



アクティブ・ラーニングという用語が、初等中等教育にも広がりつつある。2017年3月に発表された新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」との用語が用いられたが、アクティブ・ラーニングには、「何を教えるか」のみならず「どのように学ぶか」という新たな学びの視点が内包されている。その「どのように学ぶか」という教育課題は、学校図書館機能の発揮を不可欠としている。「学び方の学び」を通して、アクティブ・ラーニングを支える学校図書館の役割を論ずる。

1 文部科学大臣の諮問 ー学習指導要領の改訂ー

「アクティブ・ラーニング」、この用語は、今日初等中等教育における主要なキーワードになりつつある。次期学習指導要領を審議していた中央教育審議会答申(2016年12月21日、以下、答申)も「アクティブ・ラーニング」という言葉を「主体的・対話的で深い学び」の実現につづけ括弧を付し、「(アクティブ・ラーニングの視点)」と記している。

しかし2017年3月31日に発表された「新学習指導要領」(以下、新要領)には、この用語は無い。その理由については、報道によると¹⁾、文部科学省の担当者は、「学習指導要領は広い意味での法令にあたり、定義がないカタカナ語は使えない。AL(アクティブ・ラーニング…筆者注)は多義的な言葉で概念が確立していない」と説明したという。学習指導要領の改訂案が出されたときのコメントである。ALという言葉は後景に去り、代わって「主体的・対話的で深い学び」という用語が前面に登場してきた。

その「アクティブ・ラーニング」が、初等中等教育にまで

広がりを見せた直接の契機は、文部科学大臣が、次期学習指導要領の改訂に向けて出した「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」という諮問(2014年11月20日、以下、諮問)である。諮問はそのなかで、子どもたちが「自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究し、学びの成果等を表現し、更に実践に生かしていけるようにすることが重要である」と述べた後、次のように指摘している。

「そのために必要な力を子供たちに育むためには、『何を教えるか』という知識の質や量の改善はもちろんのこと、『どのように学ぶか』という、学びの質や深まりを重視することが必要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)や、そのための指導の方法等を充実させていく必要があります。こうした学習・指導方法は、知識・技能を定着させる上でも、また、子供たちの学習意欲を高める上でも効果的であることが、これまでの実践の成果から指摘されています。」

「何を教えるか」(知識の質や量)と同時に「どのように学ぶか」(学びの質や深まり)の重視である。諮問は、その方

1) 「朝日新聞」2017年2月15日

法の改善を通じて、「未来を切り開いていく力」を育成しようとしており、そうした「力」を培うために、アクティブ・ラーニングの在り方を含めて、新学習指導要領等において、学習・指導方法と教育内容との関連付けを求めたのである。

そのアクティブ・ラーニングと深く関わるのが「主体的・対話的で深い学び」という視点である。これは、諮問における『『どのように学ぶか』という、学びの質や深まりを重視することが必要』との指摘を受けたものである。これを受けて新要領の総則には、その点に関し「学校の教育活動を進めるに当たっては(略)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」と記されている。

さらに答申は、アクティブ・ラーニングについて、「形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、子供たちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである」と意義付けている。すなわち、アクティブ・ラーニングは、「学びの質」(『どのように学ぶか』)と、関わった授業改善に向けた視点として、「学習の在り方そのものの問い直しを目指す」と説明されているのである。

2 「アクティブ・ラーニング」の登場 ー中央教育審議会答申(質的転換答申)ー

そうした「主体的に考える力」を育成することの重要性が、「アクティブ・ラーニング」という用語をともし、近年わが国教育界に広まり始めた契機は、中央教育審議会答申(「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」2012年8月28日、以下、質的転換答申)である。この答

申は長いため、しばしば「質的転換答申」と称されている。

その質的転換答申では、アクティブ・ラーニングという用語は、「能動的学修(アクティブ・ラーニング)」と括弧書きで登場し、その意義について、次のように説明されている。

「従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく」

「知識の伝達・注入型」教育から訣別し、「主体的な学び」を中心とする教育への転換の提起である。答申は、そうした指摘の背景について、社会の仕組みの変容、価値観の根本的見直しが迫られるなか、「想定外の事態に遭遇したときに、そこに存在する問題を発見し、それを解決するための道筋を見定める能力が求められる」ようになったからだと分析している。そして、「生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない」と述べ、それゆえ、学生の「主体的」学び(「能動的学修(アクティブ・ラーニング)」)が重要になってきたとの指摘である。「主体的」態度の育成は、質的転換答申のキーワードである。副題にも「主体的に考える力を育成する」が登場している。そうした資質が「大学教育の質的転換」を図るのだという。

この質的転換答申で、アクティブ・ラーニングを論じた部分は、「求められる学士課程教育の質的転換」を論じた箇所である。そして「従来の教育とは質の異なる」学修に向けた具体的授業の姿として、ディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等が例示されている。そして、学生には授業のための事前の準備・授業の受講・事後の展開を、教員には授業方法の工夫、

十分な授業の準備、学生の修学への支援などを求めている。こうした「質的転換」によって、学生は主体的な学修の体験を重ね、生涯学び続ける力を修得できているとしている。

3 「学び方の学び」とかかわって

今日、アクティブ・ラーニングは、こうした答申や諮問などを契機として、各所で盛んに論議が行われている。そこで、本稿ではこの課題を「学校図書館」に焦点を当てて論じたいと思う。アクティブ・ラーニングを豊かにするためには、学校図書館に何が問われているか、それは同時に、子どもの「主体的・対話的で深い学び」に、学校図書館はどう応えていくべきなのかという課題でもある。

アクティブ・ラーニングは、「学習の在り方そのもの」「どのように学ぶか」を主たるテーマとしている。それは、「知識の伝達・注入を中心とした授業」(質的転換答申)からの脱却であり、「自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究」(諮問)する学びへの転換である。しかし、こうした課題は、昨今初めて提起された課題ではない。今から約20年前(1998年)に出された教育課程審議会答申は、次のように指摘している。

「これからの学校教育においては、従来のような知識を教え込むような授業の在り方を改め、子どもたちが自分で考え、自分の考えをもち、それを自分の言葉で表現することができるよう力の育成を重視した指導を一層進めていく必要があると考えた。また、指導に当たって教師は子どもたちと共に学び考え、子どもたちの問題解決を助けていくという姿勢が大切であると考えた。」

「知識を教え込む教育」からの転換やそれを支える指導・学習方法の確立は、わが国の教育が長年にわたり抱えてきた課題の一つである。それだけに、今回の諮問の精

神を生かすためには、特に学び方と関わり、どのような「学び方の方法」が求められるのかが問われることとなる。

学校図書館は、その誕生以来「学び方の方法」と深く関わってきた。学校図書館法には、学校図書館は「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備」(第1条)と規定されているが、その「不可欠性」には、学習者中心の「主体的な学び」を支える、さらには「知識の伝達・注入を中心とした授業」(質的転換答申)から脱却すべきとの意義が含まれている。学校図書館法審議の際の提案理由(補足説明、1953年)には、学校教育(指導方法)では、「従来の画一的詰込式教授法によらずして、児童生徒の自発的学習形態」が採られることは当然であるとし、そのために「学校図書館の設置は、当然必要不可欠」であると論ぜられている。「一斉画一型教授法」からの脱却、「自発的学習形態」の採用、そのために、学校には、学校図書館の存在が「不可欠」的存在として内包されているとの指摘である。

4 「自ら考え自ら判断する」、 「主体的・自主的に考える」

「主体的・自主的に」学び、考える力を有した学習者(子ども)、こうした子どもを育てることの重要性は、戦後のわが国教育における古くて新しい課題である。

戦後教育の改革の方向性を示した文書に、終戦の翌年(1946年)に出された『新教育指針』(文部省編)という文書がある。「新しい日本の教育が、何を目標とし、どのような点に重きをおき、それをどういう方法で実行すべきかについて、教育者の手引きとするために」(はじめに)作成された文書である。その文書では、「どうしてこのような状態になったのか」と戦争の原因を分析した箇所があり、その原因の一つとして「日本国民は、批判的精神に乏しく権威に盲従しやうい」と指摘している。そして、こうした原因を取り

2) 文部省『新教育指針』(『戦後教育改革構想Ⅰ第一期第二』日本現代教育基本文庫叢書、日本図書センター、2000年に所収、pp.6-7)

3) しかし、現行の教育基本法(2006年12月22日公布)では、この「自主的精神に充ちた」(第1条)、「自発的精神を養う」(第2条)という言葉はなくなっている。

除くために、これからは「教育においても、教師が教えるところ」に生徒が無批判的に従うのではなく、生徒が自ら考え自ら判断し、自由な意思をもって自ら真実と信ずる道を進むようにしつけることが大切である」と述べられていた²⁾。「自ら考え自ら判断」できる、いわば「主体的、自主的」に考えることのできる子ども像は、戦後教育の出発点でもあった。

憲法の精神と不離一体の教育法規として制定された教育基本法(1947年)も、同様の考えに基づき制定されている。教育の目的(第1条)に「人格の完成をめざし(略)自主的精神に充ちた」国民の育成を、そして「教育の方針」(第2条)では、そうした目的を実現する方針の一つとして「自発的精神」の涵養が規定されていた。こうした規定を通して、主体性、自主性(自発性)に富んだ人間像は、戦後教育が内包していた人間像であることがわかる³⁾。

その後、こうした子ども像は、高度経済成長と教育政策の転換のなかで、後景に追いやられることとなる。過重な教育内容が求められ、学校からゆとりや自由性が失われかけていく。しかし、高度成長の終焉とともに、新たな子ども像が構想され、「主体的・自主的」資質を備えた子ども像が、再び提起されるに至った。たとえば、その一つは、経済成長終焉後に出された「教育課程審議会最終答申」(1976年)である。答申には、改善のねらいとして「自ら考え正しく判断できる力をもつ児童生徒の育成」が述べられていた。同答申の審議会長のことばを借りれば、「教える側からの一方的知識伝達に終始するのをやめて、教わる側が与えられた知識を基にして、自分で考え直し、判断を下す余裕あるものに改める」⁴⁾ことである。また「臨時教育審議会最終答申」(1987年)でも「これからの教育は(略)自ら思考し、判断し、決断し、責任を取ることのできる主体的能力、意欲、態度等を育成しなければならない」と提言していた。い

ぶ力、生きる力」の回復である。

社会の状況は、国内のみならず国際関係を含めていつも激動の連続であり、「想定外の事態」(質的転換答申)に遭遇し、未来はいつも不確実である。そのため、その激動かつ不透明な状況に、積極的かつ柔軟に対応するため、いづこの国も、その未来を担う子どもが、「自ら考え自ら判断できる」(「主体的に考える」)力を有した子どもであって欲しいとの思いを描くのは、極めて当然のことである。

5 「学び方の学び」の指導

その「学び方の方法」と関わり、約30年前(1985年)に、『学ぶものの立場にたつ教育を』という教育改革に関する提言書が出版された。そのなかで、これまでの教育は、「学ぶ子ども主体の教育観にたつて教育を捉え直す視点を欠落させてきた」と述べ、次のように続けている⁵⁾。

「私たちが忘れてならないことは、(略)いい内容を教えることが大切だという『学習内容の民主主義』は強調されても、何が真実かを学び手自身に追究させ、発見させることを大切にしようとする『学習方法の民主主義』が、学校教育にはなおほとんど根を下ろしていないという事実である。」

しかし、学習者自身が、自分で「何が真実か」を追究・発見することなしに、「主体的に考える力」の育成はあり得ない。すなわち、自らが情報を入手・検索、分析・加工、発表する術(「学び方の学び」)を身に付けなければ、学習は一方的な情報の伝達・注入になってしまう。しかし、学び方を知るなら、情報の量は拡大していく。また学び方を知ることとは、興味を喚起し、疑問を解決し、新たな世界や未知の分野への探究を可能にすることでもある。いわば、学び方を知ることにより、人間は情報の被注入者たる地位(客体)

4) 高村象平「教育課程改訂の考え方―答申の主張は『急がば回れ』方式―」『朝日新聞』、1976年12月31日

5) 全国学校図書館協議会提言委員会編『学ぶものの立場にたつ教育を―21世紀を生きる教育 教育改革への提言』全国学校図書館協議会、1985年、p.20

を脱し、自己が必要とする情報を入手・検索・分析・加工し、それをベースに課題を自己追求し、自己解決を図れる地位(主体)へと転換することができるのである。その意味において、情報を入手・検索し、分析・加工、発表する力を獲得することは、「自ら学ぶ力」を獲得することと同義なのである。「主体的・対話的で深い学び」には、「学び方の習得」(学び方を学ぶ)が内在化されていなければならないのである。

学校図書館界では、こうした「学び方の学び」は、長い間「利用指導」ということばで提起され、近年は「情報・メディアを活用する学び方の指導」(全国学校図書館協議会)と称されてきた分野である。それゆえ、「課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習」(諮問)も、ことさらに目新しいものではない。すでに、1983年に文部省が刊行した学校図書館の手引書では、「学校教育の期間中に児童生徒に学習方法を習得させ、自主的な学習能力を育成することが肝要である」と述べ、そのために学校図書館は、「効率的に学習を続けるための基礎的技能としての学ぶ方法を、組織的に学ぶための場として提供されなければならない」と論じている⁶⁾。また、その前年(1982年)にもある文献(『自学能力を高める学校図書館の利用指導』)でも、「学校図書館の利用指導とは、児童生徒に図書館および資料の利用法を修得させることにより、主体的に学習する能力を育成する指導である」と解説されていた⁷⁾。いずれの文献も、「自ら考え正しく判断できる」(「教育課程審議会最終答申」、1976年)ことを主眼とした答申後に出された文献である。利用指導は、「自主的な学習能力」「主体性に学習する能力」と関わり、新たな論拠を得て主張され始めたのである。

6 「教育方法の転換」と「教育能力の涵養」 ーアクティブ・ラーニングを生かすためにー

こうした「主体的、自主的」な学びは、「自分で判断する」際の重要な要件でもある。先の文部科学大臣の諮問では、わが国の子ども達が、「判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることについて課題が指摘」されているとも述べられている。しかし、「判断の根拠や理由を示す」には、与えられた情報のみに依拠するのではなく、子ども自らが、様々な情報源を基に、読み比べ見比べしながら、納得して解決への道を発見することが必要である。それは、学習者自らが必要な情報を検索・入手、分析・加工し、利用するプロセスである。そして、そのプロセスを保障する有力な教育環境が学校図書館である。

この情報の入手から利用にいたるプロセスは、答申が例示したアクティブ・ラーニングの視点に立つ具体的授業(ディスカッションやディベートなど)が、効果的に行なわれるための要件でもある。何よりも、学習者各自がそうした授業に参加するためには、事前に情報を検索・入手し、事後に確認しておくことなしに、「アクティブ」な学習形態を豊かにすることは困難である。「学び方の学び」が自らの手中に取り込まれたとき、そこから得た情報は、確かな思いとともに、学習者の体内に入り込んでくる。そして、「今度わからないことがあったら、自分で調べてみよう!」との思いを抱くこととなる。その意味において、次のような学びは、「学び方の学び」を通じ、「主体的・対話的で深い学び」につながるプロセスの一つでもある⁸⁾。

①学習者は、授業で生じた課題(さらには日常生活における興味・関心)に関する情報を図書館資料を始めとする様々なメディアを使い検索し入手する。その際、学習者個々人のみでの検索にとどまらず、他の学習者と話し合

6) 文部省編『小学校、中学校における学校図書館の利用と指導』ぎょうせい、1983年、p.3。

7) 全国学校図書館協議会利用指導編集委員会編『自学能力を高める学校図書館の利用指導』、全国学校図書館協議会、1982年、p.9

い(相談、意見交流)を重ね、さらに時に応じて教授者や学校社会以外の人(地域)の助力も得ながら検索する。

②入手した情報を既知の知識や情報(各教科等や経験を通じて得た概念や思考、技術)と結びつけながら、読み比べ見比べ(分析)し、目的に合致した結果になるように情報を加工し、自分のオリジナルな思考・考察を加えて発表(表現)をする。その際、納得してもらえる発表(メディア)方法を検討する。分析・加工が「協働的」作業を通じて行われるなら、より効果的な学びを体得することが可能となる。

③発表を通じて、他の学習者や教授者とのディスカッションを行う。そこで、自分とは違うものの見方や考え方に触れ、新たな自己の思考を問い直し、新たな発見・創造に向かう。また同時に、一個の事象にも多様な意見のあることを再確認し、それらの意見を尊重する態度を培う。それが、次の学びを豊かにし、自分の未来や社会の将来を照射することとなる。

こうした学びは、特定の教科・科目だけではなく、すべての学びを根底から支える原理として把握することが重要である。

そして同時に、教育方法の転換は、初等中等教育を含めて教授者自身の「教育能力の涵養」(質的転換答申)とセットである。教授者(学級担任、教科担任、司書教諭など)自身が、「主体的」な子どもを育てるには、「学び方の学び」が必要であることを認識し、学校図書館を軸に「学び方の学び」を指導することが不可欠である。新要領は、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」と記している。ここでは、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に、学校図

書館の利活用を図ることが求められている。改めて、学校図書館は「主体的・対話的で深い学び」とどう関連するのかが問われている。それだけに、「教育能力の涵養」とも関わり、できるだけ多くの教員が「学び方の学び」を含めた学校図書館活用能力を、身に付けることが重要であると思われる。

7 おわりに

諮問は、次期の学習指導要領の改訂と関わり出されたものである。そして現行学習指導要領(2008年告示)の注目点は「言語活動の充実」である。思考力、判断力、表現力、さらには主体的な学習態度、個性を生かす教育の充実を図るとともに、児童の発達段階を考慮した「言語活動の充実」が掲げられている。

しかし、「学び方の学び」もまた、その言語活動と深く関連している。「ことば」の獲得は、学びの起動力である。そのことばを通じて、他者や他の世界と、そして過去と未来との対話が可能となる。そして、そのことばの獲得は、読書によって培われることが多い。情報を主体的に読み解き自己の考えを形成するためにも読書が重要である。その意味において、アクティブ・ラーニングの根底には、読書をベースにした言語活動の育成という課題が横たわっている。そして、その言語活動を培う有力な教育環境が学校図書館である。それだけに「教育課程の展開に寄与する」「健全な教養を育成する」という学校図書館法(第2条)の目的を改めて確認し、その精神を実行することが、アクティブ・ラーニングを実りあるものとし、今日の教育課題に応える大きな方向性でもあると思われる。

(渡邊重夫 元 藤女子大学教授)

8)「情報・メディアを活用する学び方の指導体系表」(全国学校図書館協議会、2004年)は、こうした学びを進める際の重要な資料であり道標である。

資料3 ※ 学校図書館評価基準

全国学校図書館協議会は、学校現場での長年にわたる実践と研究の成果を元に、2008年12月15日に「学校図書館評価基準」を制定した。これは、すべての校種を対象とした標準的な評価基準である。

学校図書館経営、運営、活動等に関わる改善点を明確にして、次年度の経営・運営に生かすことを目的としている。

全国SLAのHPからもダウンロードが可能。HPにある「学校図書館評価基準」を使用し、各項目の素点を入力すると、小計算及びグラフへの転記も自動的になされる。
全国学校図書館協議会「学校図書館評価基準」、
<http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-44.html>

【使い方】

「評価」「グラフ」の2枚のシートで構成されている。

※1枚目「評価」シート

EXCELで「評価基準」が掲載されている。それぞれの項目の1～3で最も自館にあてはまる、もしくは近いものを選び、その番号の配点を入力記入する。

※2枚目「グラフ」シート

「評価」シートに記入した小計欄の数値を、各項目の満点に対する割合をで出して、グラフに%で示す。

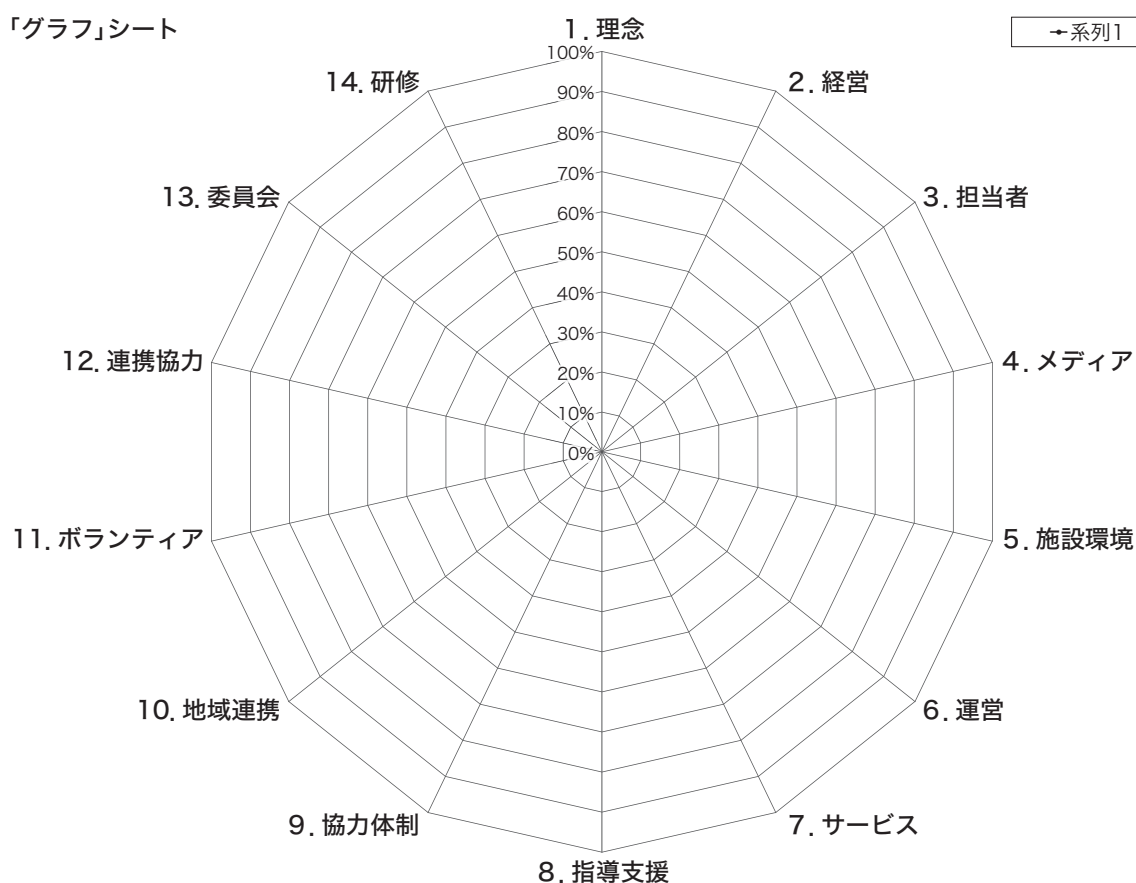
平成○年度 学校図書館評価

「評価」シート

番号	項目	割合	配点	小計	
1	理念	0%	9	0	
2	経営	0%	21	0	
3	担当者	0%	12	0	
4	メディア	0%	36	0	
5	施設環境	0%	57	0	
6	運営	0%	30	0	
7	サービス	0%	15	0	
8	指導支援	0%	27	0	
9	協力体制	0%	15	0	
10	地域連携	0%	9	0	
11	ボランティア	0%	9	0	
12	連携協力	0%	27	0	
13	委員会	0%	21	0	
14	研修	0%	12	0	
総計		0%	300	0	

来年度の改善点

「グラフ」シート



学校図書館評価基準

1. 学校図書館の基本理念

評 価 項 目			配点	評点
1	ユネスコ 学校図書館宣言※1	①ユネスコ学校図書館宣言の理念を全教職員が理解し、担当者は経営や運営に反映させている。	3	
		②ユネスコ学校図書館宣言の理念を担当者が理解し、経営や運営に反映させている。	2	
		③ユネスコ学校図書館宣言を担当者が知らない。	1	
2	学校図書館法	①学校図書館法を全教職員が理解し、担当者は経営や運営に反映させている。	3	
		②学校図書館法を担当者が理解し、経営や運営に反映させている。	2	
		③学校図書館法を担当者が知らない。	1	
3	学校図書館憲章※2	①学校図書館憲章の理念を全教職員が理解し、担当者は経営や運営に反映させている。	3	
		②学校図書館憲章の理念を担当者が理解し、経営や運営に反映させている。	2	
		③学校図書館憲章を担当者が知らない。	1	
小 計			点	0

※1 1999年に第30回ユネスコ総会にて成立した「ユネスコ・国際図書館連盟共同学校図書館宣言」。学校図書館の使命、財政・法令・ネットワーク、学校図書館の目標、職員、運営と管理等を内容とする。

※2 1991年に全国学校図書館協議会創立40周年を記念して制定された憲章。学校図書館の経営・運営を行うときの最も基本となる拠り所とされている。

2. 経 営

評 価 項 目	評点
1 学校図書館の経営方針・重点目標等	
2 学校図書館規則類(館則・利用規程・貸出規程等)	
3 学校図書館経営(運営)委員会	
4 学校図書館メディア収集計画	
5 学校図書館の統計調査	
6 学校図書館の記録	
7 学校図書館の評価	
小 計	0

3. 学校図書館担当者

評 価 項 目	評点
1 学校図書館担当者	
2 司書教諭(司書教諭として発令された教諭)	
3 学校司書 (学校図書館の職務を担当する教諭以外の職員)	
4 係教諭(図書館部に所属する司書教諭以外の教諭)	
小 計	0

4. 学校図書館メディア

評 価 項 目	評点
1 メディアの種類	
2 メディアの収集方針(収集規程)	
3 メディアの選定基準	
4 メディアの廃棄基準	
5 メディアの選定方法	
6 メディアの選定回数	
7 メディアの組織化	
8 図書の分類	
9 メディアの目録	
10 件名の付与	
11 メディアの点検(蔵書点検)	
12 メディアの除籍・廃棄	
小 計	0

5. 施設と環境

評 価 項 目		配点	評点
1 学校図書館専用の施設	①学校図書館の閲覧室等が校内の1か所に集中して位置している。	3	
	②・学校図書館の閲覧室等が複数あり、それぞれが離れた場所に位置している。 ・学校図書館の閲覧室等の他に、校内の図書コーナー等にも分散配架している。	2	
	③・閲覧室等はなく、学年、教科、テーマ等に応じた図書等を置くコーナーに分散配置している。 ・学校図書館専用の部屋はなく、他の用途の部屋、施設と兼用である。	1	
2 校内での位置	①児童生徒、教職員が利用しやすい動線上の位置にある。	3	
	②児童生徒、教職員の動線から離れた位置にある。	2	
	③児童生徒、教職員の動線から離れた利用しにくい位置にある。	1	
3 閲覧スペースと学習スペース	①閲覧スペースの他に、同時に2学級以上が利用できる学習スペースがある。	3	
	②閲覧スペースの他に、1学級が利用できる学習スペースがある。	2	
	③閲覧スペースは学習スペースを兼ね、1学級が利用できるスペースがある。	1	
4 ブラウジングコーナー※1	①十分な広さのブラウジングコーナーがある。※2	3	
	②ブラウジングコーナーがある。	2	
	③ブラウジングコーナーがない。	1	
5 スタッフスペース(図書館準備室)	①事務機器、通信施設、給湯設備等が整い、作業スペース、収納スペースを備えた十分な広さの事務・管理用のスタッフ用スペースがある。※2	3	
	②閲覧室の一角に、事務機器、作業スペース、収納スペースを備えた事務・管理用のコーナーがある。	2	
	③閲覧室に事務・管理用のスペースがなく、カウンターや閲覧机の一部で作業をしている。	1	
6 教材研究・教材作成スペース	①教材用資料、教材作成機器類、作業スペース等を備えた教材研究のための部屋がある。	3	
	②閲覧室の一角に、教材研究・教材作成のためのスペースがある。	2	
	③閲覧室に教材研究・教材作成のためのスペースがない。	1	
7 保存・収納スペース	①館内に、十分な広さの書庫や保存・収納スペースがある。※2	3	
	②学校図書館に隣接又は近くに書庫や保存・収納スペースがある。	2	
	③書庫や保存・収納スペースがない。	1	
8 展示スペース	①作品を展示したりするのに十分な広さのスペースがある。※2	3	
	②展示スペースがある。	2	
	③展示スペースがない。	1	
9 コンピュータ	①館内又は隣接する部屋に、学習に利用するコンピュータを1学級人数分以上が配置してある。	3	
	②館内に、検索・資料管理用以外に学習用のコンピュータが複数台配置してある。	2	
	③・館内に、学習・検索・資料管理兼用の1台のコンピュータが配置してある。 ・館内に、コンピュータがない。	1	

10	校内LAN	①館内の任意の場所でLANが利用できる。	3	
		②館内の特定の場所でLANが利用できる。	2	
		③館内でLANは利用できない。	1	
11	映像機器	①館内にプロジェクタ、資料提示装置等の映像機器を常備し、いつでも利用できる。	3	
		②学校図書館に隣接して視聴覚室やコンピュータ室があり、プロジェクタ、資料提示装置等の映像機器を利用できる。	2	
		③館内でプロジェクタ、資料提示装置等の映像機器を利用できない。	1	
12	情報機器	①館内にスキャナー、デジタルカメラ等の情報機器を常備し、いつでも利用できる。	3	
		②学校図書館に隣接して視聴覚室やコンピュータ室があり、スキャナー、デジタルカメラ等の情報機器を利用できる。	2	
		③館内でスキャナー、デジタルカメラ等の情報機器を利用できない。	1	
13	通信機器	①館内に、外線に直通の電話・FAXの両方又はいずれか一方がある。	3	
		②館内に、内線電話がある。	2	
		③館内に、通信機器がない。	1	
14	机・椅子	①机・椅子ともに、大きさ、形、色彩、材質等がそれぞれの利用目的に適したものがある。	3	
		②机・椅子ともに、大きさ、形、色彩、材質等が利用目的に関係なく同一のものがある。	2	
		③机・椅子ともに、学校図書館に適さないものが混在している。	1	
15	書架	①棚板が可動式で、それぞれの用途に適した高さ、大きさで、堅牢な書架がある。	3	
		②棚板が可動式で、同じ高さの書架がある。	2	
		③棚板の可動性、高さ、大きさがそれぞれ異なる書架が混在している。	1	
16	書架の安全	①転倒防止のため、書架を床や壁に固定している。	3	
		②転倒防止のため、書架と書架を連結している。	2	
		③書架は特に固定していない。	1	
17	館内案内表示	①各書架に書架見出し板※ ³ と棚見出し※ ⁴ を掲示し、館内の目立つ場所に書架配置図※ ⁵ 、分類体系表を掲示している。	3	
		②・各書架に書架見出し板と棚見出しを掲示している。 ・館内に書架配置図又は分類体系表を掲示している。	2	
		③館内案内表示は掲示していない。	1	
18	空調・冷暖房	①空調は集中コントロールで、部屋やコーナーごとに個別に温度調節ができる。	3	
		②暖房機器・冷房機器の両方又はいずれか一方がある。	2	
		③冷暖房機器がない。	1	
19	遮光(カーテン、ブラインドによる)	①遮光が季節、時刻等に合わせて調節できる。	3	
		②遮光ができる。	2	
		③遮光ができない。	1	
小 計			点	0

※1 気軽に読める図書、雑誌、新聞等をソファ、椅子などでくつろいで読めるコーナー。

※2 「学校図書館施設基準」(全国学校図書館協議会)が定める各スペースの最低面積を超える広さ。

※3 各書架ごとに、どのような図書が配架されているかを分類記号及び主題名で示す案内板。通常は、側板に貼るか書架の上に置く。

※4 書架の各棚ごとに、配架されている図書の分類記号、主題名、著者名等を示す案内。

※5 館内の書架の位置を示す平面図。通常は館内の目立つ所に掲示する。

6. 運 営

評 価 項 目	評点
1 学校図書館の運営方針	
2 学校図書館年間運営計画の作成	
3 図書館部会(局、課等)	
4 表簿・書類等の管理・保管	
5 開館時間	
6 プライバシー保護	
7 図書館行事の開催	
8 読書推進活動	
9 児童生徒へのオリエンテーションの開催	
10 地域の学校等との連携	
小 計	0

7. サービス

評価項目		配点	評点
1 貸出・返却	①貸出・返却の手続きが煩雑ではなく、児童生徒の在校時間中はいつでもできる。	3	
	②貸出・返却が昼休み、放課後等の限られた時間にできる。	2	
	③貸出・返却が、学校図書館担当者、学級担任、教科担任がいるときにできる。	1	
2 レファレンスサービス	①レファレンスには、館内資料の他に館外の各種情報源を利用してこたえている。	3	
	②レファレンスには、館内資料だけでこたえている。	2	
	③レファレンスは行っていない。	1	
3 インターネットの利用	①館内でインターネットがいつでも自由に利用できる。	3	
	②館内でインターネットが定められた時間のみ利用できる。	2	
	③館内でインターネットが利用できない。	1	
4 リンク集の作成	①学校図書館ホームページに、児童生徒の活動に沿った内容のリンク集を掲載している。	3	
	②学校図書館ホームページに、リンク集を掲載している。	2	
	③・学校図書館ホームページに、リンク集を作成していない。 ・学校図書館ホームページがない。	1	
5 予約・リクエストサービス	①予約やリクエストのシステムが整っており、予約やリクエストに応じている。	3	
	②予約やリクエストに応じている。	2	
	③予約やリクエストに応じていない。	1	
小 計		点	0

8. 教育指導・支援

評価項目		配点	評点
1 年間学習指導計画	①各教科・領域の年間学習指導計画に学校図書館活用の指導計画を盛り込んでいる。	3	
	②各教科・領域の年間学習指導計画とは別に、学校図書館活用の年間指導計画を作成している。	2	
	③各教科・領域の学習指導に学校図書館を活用する年間指導計画を作成していない。	1	
2 年間読書指導計画	①各教科・領域の年間学習指導計画と関連させて、年間読書指導計画を作成している。	3	
	②各教科・領域の年間学習指導計画とは別に、年間読書指導計画を作成している。	2	
	③年間読書指導計画を作成していない。	1	
3 年間情報活用指導計画	①各教科・領域の年間学習指導計画と関連させて、年間情報活用指導計画を作成している。	3	
	②各教科・領域の年間学習指導計画とは別に、年間情報活用指導計画を作成している。	2	
	③年間情報活用指導計画を作成していない。	1	
4 学校図書館を利用する読書指導	①学校全体で年間読書指導計画に基づいて学校図書館を利用する読書指導を行っている。	3	
	②一部の学年・学級や教科で学校図書館を利用する読書指導を行っている。	2	
	③学校図書館を利用する読書指導を行っていない。	1	
5 各教科・領域等における学校図書館利用	①全教科・領域及び全学年・全学級で学校図書館を利用している。	3	
	②限られた教科・領域及び学年又は学級で学校図書館を利用している。	2	
	③学校図書館を利用していない。	1	
6 総合的な学習の時間における学校図書館活用	①日常的に学校図書館を利用している。	3	
	②必要に応じて学校図書館を利用している。	2	
	③学校図書館を利用していない。	1	
7 司書教諭、学校司書が教員と協働して行う授業(司書教諭、学校司書が配置されている場合)	①計画的に教員と協働して授業を行っている。	3	
	②必要に応じ教員と協働して授業を行っている。	2	
	③教員と協働して授業を行っていない。	1	
8 資料の準備、提供	①学校図書館担当者が必要に応じて授業者と打ち合わせ、必要な資料を準備し、提供している。	3	
	②学校図書館担当者が要望された資料を準備し、提供している。	2	
	③学校図書館担当者が資料の準備、提供をしていない。	1	
9 著作権・情報倫理の指導	①著作権や情報倫理の指導を年間情報活用指導計画に位置づけて計画的に全学年、全学級で行っている。	3	
	②著作権や情報倫理の指導を必要に応じて学級、学年で行っている。	2	
	③著作権や情報倫理の指導は行っていない。	1	
小 計		点	0

9. 協力体制・コミュニケーション

評価項目	評点
1 職員会議での学校図書館についての検討	
2 管理職との報告、連絡、相談等	
3 教務主任・研究主任等との連携・協力	
4 他の分掌組織との連携・協力	
5 情報の提供	
小 計	0

10. 地域との連携

評価項目	評点
1 地域開放	
2 学校図書館行事の公開	
3 家庭文庫、読書推進団体等との連携	
小 計	0

11. 学校図書館ボランティア

評価項目	評点
1 学校図書館ボランティアの受け入れ	
2 ボランティアと学校との話し合い (ボランティアを受け入れている場合)	
3 ボランティアの活動 (ボランティアを受け入れている場合)	
小 計	0

12. 他団体・機関との連携・協力

評価項目	評点
1 公共図書館の利用(公民館図書室等を含む)	
2 公共図書館との連携	
3 公共図書館の団体貸出	
4 公共図書館のサービス①	
5 公共図書館のサービス②	
6 地域の公共施設との連携 (郷土資料館、博物館、美術館等)	
7 情報交換・連絡 (公共図書館、郷土資料館、博物館、美術館等)	
8 情報資源共有化	
9 県学校図書館協議会(県SLA)との連携	
小 計	0

13. 児童生徒図書(館)委員会

評価項目	評点
1 位置づけ	
2 指導計画	
3 指導内容	
4 年間活動計画	
5 活動組織	
6 活 動	
7 評 価	
小 計	0

14. 研 修

評価項目	評点
1 教育委員会主催の研究・研修会への参加 (参加は希望制の場合)	
2 全国学校図書館協議会(全国SLA)又は県学校図書館協議会(県SLA)主催の研究・研修会への参加	
3 学校図書館関連団体主催の研究・研修会への参加	
4 校内の研修	
小 計	0
合 計	0